

四日市市告示第 397 号

四日市市自転車等放置防止条例（昭和61年四日市市条例第33号）第13条第2項の規定により放置自転車等の保管状況を次のように告示する。

平成30年 6月 25日

四日市市長 森 智広

- 1 移動した自転車等の台数
別表のとおり
- 2 移動した年月日
別表のとおり
- 3 放置されていた区域
別表のとおり
- 4 保管場所
第1保管場所 四日市市安島一丁目地内
第2保管場所 四日市市小生町地内
- 5 保管期間
移動日から起算して90日
- 6 連絡先
四日市市諏訪町1番5号
四日市市役所 都市整備部 道路管理課 交通安全係
電話 354-8154

(都市整備部 道路管理課)

別表（保管の告示）

移動した年月日	放置されていた区域	移動した自転車等の台数
平成30年4月2日	大字東阿倉川 地内	1 台
平成30年4月6日	西日野町 地内	1 台
平成30年4月16日	住吉町 地内	1 台
平成30年4月17日	諏訪町 地内	1 台
平成30年4月18日	中里町 地内	1 台
平成30年4月18日	大矢知町 地内	1 台
平成30年4月23日	西町 地内	1 台
平成30年4月27日	室山町 地内	1 台
平成30年4月27日	中川原一丁目 地内	1 台
平成30年4月27日	塩浜栄町 地内	1 台
合 計		10 台